

広島県選挙管理委員会告示第四十七号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第二号の規定により、個人演説会を開催することができる施設として次のとおり指定した旨、世羅町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十三年六月二十日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	指定年月日
世羅町宇津戸体育館	世羅郡世羅町大字宇津戸一四三三番地二	平成二十三年六月二日
世羅町伊尾体育館	世羅郡世羅町大字伊尾一九六九番地一	平成二十三年六月二日
世羅町東体育館	世羅郡世羅町大字別迫七〇〇番地	平成二十三年六月二日
世羅町西大田体育館	世羅郡世羅町大字賀茂三二四二番地	平成二十三年六月二日
世羅町大見体育館	世羅郡世羅町大字安田四五番地一	平成二十三年六月二日
世羅町津久志体育館	世羅郡世羅町大字黒淵三番地二	平成二十三年六月二日
世羅町黒川体育館	世羅郡世羅町大字黒川二五六九番地一	平成二十三年六月二日
世羅町山福田体育館	世羅郡世羅町大字山中福田一八二二番地二	平成二十三年六月二日